

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

"Hojin"

秋

2019

No.706

# ほじん

私の経営哲学—第22回

札幌西法人会 ベル食品 株式会社

## 福山 恵太郎

特集 令和2年度税制改正に関する提言

老舗の肖像

ホワイトローズ 株式会社

瑞泉酒造 株式会社





## ようこそ、 「豊の国おおいた」へ

矢野 利幸

第33回法人会全国青年の集いが、本年11月7日・8日に大分市で開催されます。全国の青年部会員の皆様をお迎えし、令和新時代の幕開けとなる大会が、ここ大分で行われますことに大きな喜びとともに誇らしく感じているところです。

大分大会のスローガンは、『湧き上がれ！未来を動かす熱きパワー ～「豊の国おおいた」からの第一歩～』です。

ここ大分県は、古くは豊の国と呼ばれ、13世紀の初め（鎌倉時代）、豊後に大友氏が守護として入国し、21代当主であった大友宗麟の時代には豊前を含め北部九州6か国を支配するとともに、キリシタン大名としてキリスト教や西洋文化を積極的に取り入れ、府内（現在の大分市）、臼杵には中国船やポルトガル船が入り、「南蛮貿易」の拠点として繁栄をもたらしました。

青年部会員の皆様には、この大分大会で各地域における法人会と積極的に交流され、一層の活動の輪を広げていただき、未来を動かすものとなり

ますよう大いなる期待をいたしております。

また大分県は、温暖な気候に恵まれ、海や山などの豊かな自然、その中で育まれた新鮮で安全な食材、宇佐神宮や六郷満山、国宝臼杵石仏をはじめとした磨崖仏などの貴重な歴史的文化遺産等、多くの地域資源があります。

なんととっても県内全域に広がる温泉は、日本一の湧出量と源泉数を誇り、地球上にある10種類の泉質のうち8種類を有しています。

さらに、「The・おおいた」ブランドとして関あじ・関さば、豊後牛などの高級食材をはじめ、カボスやしいたけなど四季折々の素晴らしい食材も満載です。

このように資源ゆたかなところ大分で、歴史と文化を大いに楽しんでいただき、本大会が全国青年部会活動の発展に寄与しますよう、皆様のお越しを心よりお待ちしております。

一般社団法人 大分県法人会連合会会長

## 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である

# 私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

第22回

Keitaro  
Fukuyama



## 物心両面の幸福を追求する場、 —それが会社だ

福山 恵太郎

ベル食品株式会社  
代表取締役会長

*Fukuyama Keitaro*

昭和22年、復員した北大農学部の科学者7人で創業した北共化学が前身のベル食品。「北海道で共に」という志を胸に、シロップやラムネ、日本初のラーメンスープ『華味』を世に送り出したベンチャー企業だ。その後、ジンギスカンのたれを商品化、東京進出に

着手するもうまく行かず、昭和33年に倒産寸前となった。地元の支援を受けベル食品として再スタートしてからは右肩上がりの成長を遂げ、現在では北海道の食文化の普及にとどまらず海外進出をも果たす。そんな逆転劇を演出した福山氏の経営哲学とは。

**Q** 厳しい状況を乗り越えて大きく成長された原動力やきっかけは何だとお考えですか。

**A** 最初のきっかけは昭和31年に発売したジンギスカンのたれです。今でこそ、焼肉のたれはたくさんありますが、当時そういった商品はどこにも無く、「日本初」でした。ただ、初めから売れたわけではありません。この夏、NHKの『チコちゃんに叱られる!』で社長がその話をさせていただきましたが、「たれが売れないのは何故だ。ジンギスカンの認知が低いからだ。ならばその普及を」と、ジンギスカンの鍋を作ったのです。たれを買ってくれた精肉店におまけとして鍋を付け、精肉店では羊の肉とたれを買ったお客さまに鍋を貸し出しました。公民館で食べ方の講習会をやったり、費用と時間をかけ様々な啓蒙活動をしました。ジンギスカンとは羊の肉をこういう鍋で焼いて、このたれをつけて食べるんですよ、と。北海道は基本的に裕福な土地柄ではなかったので、小さい頃は牛乳なんかほとんど食べたことがなく、焼き焼きもたいてい豚肉でした。羊の肉はとても安かったので、人が集まる時はいつもジンギスカン。そういう場に、うちのたれがあったんです。うれしい時、楽しい時に食べたものっておいしいですよ。ジンギスカンは、北海道の楽しい食卓の歴史そのものなのです。

**Q** その後、どのような方向に進んで行ったのですか。

**A** 弊社はもともと技術者がつくった会社で、父の代までずっと社長も技術系でした。ですから売るのは下手でしたが、工場には珍しい設備や新しい機械がたくさんあり、優秀な先輩方が技術力を培ってくれていました。さらに、ジンギスカンのたれのCMを道内で流し始めたことで広く認知されていきました。そして、もともとが調味料メーカーですから道内外の製麺業者さんにラーメンスープを卸し、麺とセットで販売してもらったことも大きなターニング



商品アイテム総数は1800種を超える。そのうち一般家庭用は35%を占める

ポイントです。道内外の製麺屋さんや地場の企業と組んで開発を進め、OEMとして成長していったのです。おいしいラーメンスープを作り、それを使ってくださる製麺屋さんと共に大きくなっていった、という感じですね。現在ではラーメンスープなどの一食用商品はジャンルを増やし、B to Bで2億食以上作っています。家庭用では最近にも供給しています。家庭用では最近ラーメンサラダ、スープカレー、豚丼、北海道根昆布だし等ラインナップもどんどん増えました。道内各地の特産物を加工したレトルト製品、例えばスープやカレー、シチュー、丼物、総菜などの開発には特に力を入れています。

北海道はおいしい一次産品がたくさん採れますが、実はそれらがほとんど本州に行ってしまったています。昆布や明太子が最たるものですが、北海道のいい原料が北海道以外の場所で加工されているのです。北海道の付加価値は北海道の企業を作り北海道から発信する。そして利益という形で道内に循環させていかないと北海道の発展はない。——これを使命として事業をしたと考えたのです。

**Q** 消費者に選ばれる一番の理由は味や商品力だと思うのですが、その部分での強みや他社との差別化を教えてください。

**A** 北海道の人たちが好む味を知り尽くしていること、そして地方のものはそれぞれの味、あるいは、その会社の望む味に作れるということですね。

うちの開発部門には、五味(甘味、塩味、酸味、旨味、苦味)テストなど、味のテストに合格しないと入社できません。お客さまがあるラーメン屋さんの味を再現してほしいといわれると、弊社の開発が食べに行き、舌で覚え再現できるというくらい、味の再現力には自信があります。また、現在約1800種の商品がありますが、常に同じ味を作り続けるのは実は簡単なようで非常に難しいことなんです。原料も産地や季節によって違いますし、同じ醤油であってもロットごとに微妙に味が異なるので、常に同じ味に作りあげるといことも技術が必要なのです。

また、安心安全にも早くから取り組み、そこについては道内でトップクラスのメーカーだと評価もいただいています。ISO22000は今一番厳しいと言われており、企業によってはメイソンのラインしか取得していない場合もあります。弊社では全ライン、全工場でISO22000を取っています。委嘱用スープの液体ライン、練り体ライン、粉末のライン、瓶のライン、缶のライン、業務用というように。さらにトレーサビリティの仕組みをしっかりと構築しています。設備やプログラムも



キッチンと実験室の機能を備えた開発室。年間約4000種の試作が行われる

含めるとかなり費用はかかりましたが、一つ一つの製品について原料はこのメーカーで、どういう品質のロットで、賞味期限はいつなのか、などが瞬時に分かります。原料に全部QRコードをつけて充填していて、万が一、何かトラブルがあっても全てトレーサできる仕組みです。そうしたシステムも全て社内です。商品づくりについては、東北、東京、大阪といった道外の営業所も含め、開発と営業と一緒に会議をして新商品を作っていることで意思決定が早いことも強みですね。普通だと商品づくりは事業部、製造

は開発部が多いと思いますが、うちはお客さまの声も直接開発に届きますし、技術開発も含め全て一緒に新商品をつくっているのです。

**Q** 経営に何が大切だとお考えでしょうか。

**A** 社員が生き生きと、そして自主的に働けるような職場に、と考えて作った経営理念があります。父が作ったものに、私の想いを加えて作りかえたものです。「会社は誰のものか」というと、経営学の視点では資本家のものですが、私たちは社員のためであると考えているんです。社員がどういった気持ちで仕事をしていけるのか、その一点だと思います。そうした時に、人が頑張るための原動力、経済的な部分ともう一つ、生きていく証として心の内面的な部分がありますよね。自分の力が何か世の中のためになるようにという、人間が本来持っている心からの欲求です。この二つ、『物心両面の幸福を追求する場』こそが会社だと思っております。この言葉は、稲盛和夫氏の盛和塾で学んだことですが、その心の欲求こそが、北海道の一次産品の付加価値を地元でつくり、自分たちの住んでいる地域社会に貢献しよう、という挑戦なのです。そして社員同士が助け合い、信頼関係のある仲間となり、経営者も共に学びながら成長

を目指していく。そういう関係を築きながら生き生きと仕事ができ、それだけの能力が十分に発揮できる。そんな会社であり、そういう会社になりたいと思ってやってきました。

**Q** 事業承継と今後の展望について教えてください。

**A** 私には息子が3人おりますが、誰が一番経営に向いているかを早い時期に見極め、スムーズに事業承継できるように進めていきました。昨年から社長になった浩司は大学で経営の勉強をした後、味の素さんで5年間、とにかく一番厳しい仕事をするように、と色々勉強させていただきました。そのあと弊社に入社し、まずは東京支店で本州の営業を5年間経験させ本社に戻し、中核の任務を社員の先頭でやってきました。社長は責任感と体力が必要です。事業の継承は上手くいっています。将来を見据えて今、社長が特に頑張っているのが海外展開です。日本の人口はどんどん減っていきますから、30年後、40年後を考えて、まずベトナムに進出したところですが、国内へは北海道の強みを生かし、海外へは日本の強みを前面に出したものでづくりをしていこうという2つの軸で事業を進めています。いずれにしても安全・安心、そしてオール北海道ということを大切にして頑張っていきます。

COMPANY PROFILE

ベル食品株式会社

創業	昭和22年
代表取締役会長	福山恵太郎
所在地	北海道札幌市西区 二十四軒3条7丁目 3番35号
資本金	4億8525万円
業種	食品の製造、販売
事業所	本社工場、遠軽工場、配送センター 東京支店、東北営業所、大阪営業所
関連会社	三栄食品株式会社



代表取締役会長  
福山 恵太郎

1948年札幌市生まれ。慶應義塾大学卒業後、広島東洋工業(現マツダ)に入社。部品販売で海外との折衝を行う。1975年にベル食品入社、1993年より代表取締役、2018年より現職。趣味はゴルフ。



1 スープカレーをはじめ、レトルト食品も豊富に揃う 2 「成吉思汗のたれ」の販促用に作られたジンギスカン鍋 3 厳しい基準の品質管理が行われている

<http://www.bellfoods.co.jp/>

## ◆松崎専務理事、 全国行脚

法人税は昭和22年(1947年)4月に賦課課税制度から申告納税制度へと移行した。当時の社会経済状態からも、経営者が難解な税法を理解して、自主的に税金を申告できるか危惧されたことから、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じた。このようにして、企業の間から自発的に誕生した法人会は、長きにわたり『税』の分野を中心としながら、地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行ってきた。

今年度、松崎全法連専務理事が積極的に全国を飛び回っている。『成り立ちや役割、課題等を正しく理解し、法人会のさらなる発展を目指さなければならぬ』との想いから、寒河江、宮古、玉川、登米、立川、諏訪の各法人会、



高知、岐阜、秋田、栃木の各県連および東北六県連の研修会等で講演を行っており、愛知県連、静岡県連でも実施を予定している。

## ◆東京セミナー等の 開催

福利厚生制度の協力会社であるAIG損害保険株式会社(以下、AIG損保)は、「経営者大型総合保障制度」ならびに「ビジネスガード」の普及・推進に顕著な実績をあげた大同生命保険株式会社(以下、大同生命)の推進員を対象に、知識取得を目的とした研修「東京セミナー」を来年2月に開催する。本セミナーは毎年開催されており、今回が11回目。昨年度は約100名の参加者で開催された。

また、AIG損保と大同生命は、AIG損保の福利厚生制度推進員(代理店、キャリアエージェント社員)による「経営者大型総合保障制度」の新商品『Lタイプa』『Jタイプa』『Tタイプa』ならびに「ビジネスガード」の新特約『ハイパーメディカルプラス』の会員への案内と、昨今の大規模自然災害に対する事前の備え(防災・減災対策)として「リスクコンサルティング」の実施強化を目指す取り組みを、9月から11月の3か月間にわたって各法人会の協力のもと展開して

いる。AIG損保と大同生命は、今後も協調して福利厚生制度の普及・推進に努めていく。

## ◆「地方税共通納税システム」 を活用しましょう!

10月1日より、すべての都道府県市区町村へ、自宅や職場のパソコンから「eLTAX」を利用して、一括して電子納税が行える「地方税共通納税システム」がスタートした。

これまで、地方税の納税手続きは、自治体発行の納付書に基づき金融機関の窓口を通じて行うのが一般的であったが、納付書の形式や取扱金融機関が自治体ごとに異なる、身近に取扱金融機関がない、金融機関の取扱時間が限定的、窓口が混雑するなどの問題があり、企業の事務負担が大きかった。また、国税では順調に普及が進んでいる電子納税についても、地方税では対応している自治体が限られていたことも、普及を阻害していた。

本システムの特徴には、①すべての自治体への電子納税が可能、②電子申告とあわせて申告から納税までを一連の手順で行うことが可能、③複数の自治体への一括納付により、納付事務の負担が軽減される、④各自治体が指定する金融機関以外からも納付が可能、

などがある。

納付方法としては、従来からあるインターネットバンキングに加えてダイレクト納付も可能となった。ダイレクト納付の利用には、事前に金融機関の口座登録が必要だが、インターネットバンキングへのログインや暗証番号等を必要としないため、税金の申告から支払いまでを一括して税理士等の代理人に任せることが容易になるなど、メリットが大きい。

スタート当初から取り扱う税目は、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税(特別徴収分、退職所得分)としている。

特に、個人住民税の特別徴収分については、特別徴収義務者(事業主)が複数の自治体に毎月納入する必要があるので、本システムを利用することにより、納付事務の大幅な効率化を図ることが可能となる。

本システムは利便性が高いことから、早期の利用開始を検討され、業務効率化を図っていただきたい。

※「eLTAX」とは、「地方税共同機構」が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

<https://www.weltax.la.go.jp/>

# 令和2年度 税制改正に関する提言

全法連は9月18日の理事会で、全法連税制委員会（飯野光彦委員長）が取りまとめた「令和2年度税制改正に関する提言」を決議した。10月以降、全法連は各政党のヒアリングに出席するほか、財務省、総務省、国税庁、中小企業庁等に提言活動を実施する。各県連・単位会も地元選出の国会議員や地方自治体首長などに対し提言を行うこととしている。

## 提言要約

### 《基本的な課題》

#### I 税・財政改革のあり方

##### 1. 財政健全化に向けて

● 今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のプライマリバランス黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。

(1) 一般の消費税率10%への引き上げ



9月5日の全法連税制委員会では、活発な討論が繰り広げられた

は、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となつてはならない。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳入、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 一般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保すべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期

金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

##### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

● 社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

● 超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることと原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と

置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなど現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。(6)企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

● 今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提

として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

### 4. 消費税率引き上げに伴う対応措置

● 本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証

し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

### 5. マイナンバー制度について

● マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

### 6. 今後の税制改革のあり方

#### Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

##### 1. 法人実効税率について

● 先進国クラブと称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

● EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実に変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

##### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。  
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。  
なお、それが直ちに困難な場合は、

令和2年3月末日までとなつてい  
る特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業経営強化税制（中小企業  
等経営強化法）や、中小企業が取  
得する償却資産に係る固定資産税  
の特例（生産性向上特別措置法）  
等を適用するに当たっては、手続  
きを簡素化するとともに、事業年  
度末（賦課期日）が迫った申請や  
認定について弾力的に対処する。

### 3. 事業承継税制の拡充

●我が国企業の大半を占める中小企  
業は、地域経済の活性化や雇用の確  
保などに大きく貢献している。その  
中小企業が相続税の負担等によつて  
事業が承継できなくなれば、経済社  
会の根幹が揺らぐことになる。平成  
30年度の税制改正では比較的大きな  
見直しが行われたが、さらなる抜本  
的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離し  
た本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主  
要国と比較すると限定的な措置に  
とどまっております。欧州並みの本  
格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業に資する相続につい  
ては、事業従事を条件として他の  
一般財産と切り離し、非上場株式  
を含めて事業用資産への課税を軽  
減あるいは免除する制度の創設が

求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の  
充実

平成30年度税制改正では、中小企  
業の代替わりを促進するため、10  
年間の特例措置として同制度の拡  
充が行われたことは評価できるが、  
事業承継がより円滑に実施できる  
よう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改  
めるとともに、平成29年以前の制  
度適用者に対しても適用要件を緩  
和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られる  
よう、経営者に向けた制度周知に  
努める必要がある。なお、特例制  
度を適用するためには、令和5年  
3月末日までに「特例承継計画」  
を提出する必要があるが、この制  
度を踏まえてこれから事業承継の  
検討（後継者の選任等）を始める  
企業にとつては時間的な余裕がな  
いこと等が懸念される。このため、  
計画書の提出期限について配慮す  
べきである。

### Ⅲ 地方のあり方

●国と地方の役割分担を見直し、財  
政や行政の効率化を図る地方分権化  
は地方活性化の上でも重要である。  
その際には地方の自立・自助の理念

が不可欠である。地方創生戦略を推  
進するうえでもこの理念は極めて重  
要になる。

●「ふるさと納税制度」の返礼品ア  
ピール競争をみていると、あまりに  
安易で地方活性化に正面から取り組  
もうとしているのか疑問を呈さざる  
を得ない。住民税は本来、居住自治  
体の会費であり、他の自治体に納税  
することは地方税の原則にそぐわな  
いとの指摘もある。納税先を納税者  
の出身自治体に限定するなど、さら  
なる見直しが必要である。

●地方交付税制度は国が地方の不足  
財源を手厚く保障する機能を有して  
おり、それが地方の財政規律を歪め  
ているとして改革が求められてきた。  
地方は国に頼るだけでなく、自らの  
責任で行財政改革を進め地方活性化  
策を企画・立案し実行していかねば  
ならない。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の  
施策による本社機能移転の促進、  
地元の特性に根差した技術の活用、  
地元大学との連携などによる技術  
集積づくりや人材育成等、実効性  
のある改革を大胆に行う必要がある。  
また、中小企業の事業承継の

問題は地方創生戦略との関係から  
も重要であり、集中的に取り組む  
必要がある。

(2) 広域行政による効率化について検

討すべきである。基礎自治体（人  
口30万人程度）の拡充を図るため、  
さらなる市町村合併を推進し、合  
併メリットを追求する必要がある。  
(3) 国に比べて身近で小規模な事業が  
多い地方の行財政改革には、「事業  
仕分け」のような民間のチェック機  
能を活かした手法が有効であり、  
各自治体で広く導入すべきである。  
(4) 地方公務員給与は近年、国家公務  
員給与と比べたラスパイレズ指数  
（全国平均ベース）が改善せずに高  
止まりしており、適正な水準に是  
正する必要がある。そのためには  
国家公務員に準拠するだけでなく、  
地域の民間企業の実態に準拠した  
給与体系に見直すことが重要であ  
る。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直  
し、大胆にスリム化するとともに、  
より納税者の視点に立つて行政に  
対するチェック機能を果たすべき  
である。また、高すぎる議員報酬  
の一層の削減と政務活動費の適正  
化を求める。行政委員会委員の報  
酬についても日当制を広く導入す  
るなど見直すべきである。

### Ⅳ 震災復興等

●東日本大震災からの復興に向けて  
復興期間の後期である「復興・創生

## 令和2年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!

期間(平成28年度〜令和2年度)も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

● 近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り

組まねばならない。

● 近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年(現行3年)に延長すること。

### V その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

## 《税目別の具体的課題》

### 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

### 所得税関係

1. 所得税のあり方
- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- 基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
- (2) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

- (3) 個人住民税の均等割
- 地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2. 少子化対策

### 相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2500万円)を引き上げる。

### 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで

拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

### 3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

### 4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

### その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

札幌北 — 北海道

## 企業成長への条件

### — 自主点検チェックシートの活用と共に語る —

全法連の前常任理事で、現・札幌北法人会顧問の牧野利春氏が、6月19日、株式会社土屋ホールディングスの土屋公三氏主宰「人間社長塾」10周年記念の講演会に登壇、「企業成長の条件」と題し、若手経営者120名が聴講した。波乱に満ちた社長業45年の間、絶えず学び、創意工夫を重ねて身に着けた成功者としての条件や、全社員参加型経営がもたらす



繁栄、業績成果の還元、分配のあり方など経営の哲学を披露。効率的経営のための事業部制導入のすすめ、代表印の使用法、相続対策まで多彩で個別具体的な内容に参加者は引き込まれた。最後に「自主点検チェックシート（入門編）」が適正な申告・納税のみならず職員による横領・不正の防止などコンプライアンスの遵守にも有効であることに触れ、日本税理士会連合会の監修、国税庁後援の意義を説明し、活用を推奨した。牧野氏はその翌週にも深川商工会議所メンバー約60社を対象に講演し、チェックシートの有用性を解説、法人会入会のメリットを語り、2社の新規入会を実現した。

八王子 — 東京

## 貸切列車で行く

### 「親と子の税金教室」

八王子法人会では、8月21日、夏休みの恒例事業『親と子の税金教室（貸切列車で行く東京デイズニースト）』を開催、一般市民を含む288名が参加した。JR中央線の高尾駅を出発した貸切列車は、立川駅までの各駅で参加者を乗せ、東京デイズニースト最寄りの京葉線



舞浜駅まで直行。往路では車内放送で税金クイズを実施し、子どもたちは身の回りの税金に関連した問題にチャレンジ。夏休みらしい特別な時間を満喫した。

茂原 — 千葉

## 姉妹法人会締結25周年

飯田法人会（長野）と茂原法人会は、6月22日に茂原法人会館で姉妹法人会の締結25周年記念式典を開催。平成6年の締結から25周年の節目を迎え、長野から石井会長を含む

役員を迎え、35名が出席して行われた。これは、茂原法人会において事業活動の「マンネリからの脱皮」と「活性化を図る施策」として他の法人会との交流を検討していた当時、田中会長が知人を通じて長野県連から、事業活動が活発で会員加入率も高かった飯田法人会の紹介を受け、両会の姉妹法人会締結に至ったもの。式典の最後には、平成28年に飯田税務署長だった関東信越国税局の北原法人課税課長、平成29年に茂原税務署長だった東京国税局の青木法人課税課長からお祝いのメッセージも寄せられ花を添えていた。



沼津 一 静岡

夏休み親子税金教室  
2019

沼津法人会は8月6日に沼津市民文化センター、7日に裾野市民文化センターで小学生の親子を対象とした税金教室を開催した。これは女性部会のメイン事業として毎年実施しており、税金の無い世界とある世界を比べ、税金の大切さと身近な使われ方を学習してもらうもの。

まず、国税庁作成の「マリンとヤマト不思議な日曜日」のDVDを観



たあと、「イータ君」や地元ゆゆるキャラ「すそのん」と一緒に、税金クイズで租税の大切さを学習。最後はアニメ「ドラえもん」のび太の月面探査記」が上映され、2日間で来場した2000人超が楽しい夏の午後を過ごした。また、夏休み前に各小学校経由で配布した「税に関する絵はがきコンクール」の募集周知も行った。

中津川 一 岐阜

“名刺交流会”  
会員交流会で

中津川法人会は6月21日に「第1回会員交流会」を実施した。会員同士の「交流」を最大の目的とした事業で、会議も研修会も一切なしの「飲んで食べて仲良くなったらほんの少しビジネスの話をしよう」というスタイル。全会員の約5%にあたる61社79名が参加した。

今回のメインは参加者全員による「名刺交換」。2列に並び向かいの人とほんの数秒挨拶を交わす非常にシンプルな行為だが、「あなたがあの〇〇会社の方ですか！実は息子が：」「ええっ!? お宅そんな事業もやってたの?」と、顔見知り程度から互いの事業内容まで改めて認識で



きたと好反響。アンケート結果でも「楽しめた」が100%で、早くも次回開催に期待が寄せられている。

宇摩 一 愛媛

令和元年度  
新規入会社交交流会

宇摩法人会は8月19日、ホテルグランフォールで「令和元年度新規入会社交交流会」を開催した。異業種交流と新入会員に法人会活動の理解を深めてもらうことが目的で、賛助会員を含め過去3年間に加入した新入会員、及び金融機関関係者などを招

待して毎年実施している。

令和初となる今回は新入会員14名、役員13名、金融機関8名が参加。三木会長に続き、各部長が挨拶して法人会や部会活動を紹介、石村副会長の乾杯発声で開宴。新入会員は情報交換や、役員・金融機関との名刺交換で交流の輪を広げた。ワントイムスピーチでは、自社資料を配布するなど事業内容を紹介し合い有意義な異業種交流となった。



▼投稿案内 リレーニュースは、全法連HPでもご覧になれます。地域毎の活動を、是非ご投稿ください！

## 税金が取れなくなる社会が来る

筆者が30年近く前、何かの本で読んだ小話です。当時のスウェーデンの所得税最高税率は80%でした。

ある日、高名な弁護士が虫歯の治療ということで、これまた高名な歯医者のところに行った。治療が終わって代金を支払おうとする、100万円の請求を受けた。弁護士は、「そんなに高いのか。自分の所得税率（限界税率）は80%なので、あなたに100万円を払うためには、自分は500万円追加的に稼がないといけない」と文句を言った。これに対して歯医者「は、「私の所得税率も80%です。あなたから100万円いただいても、自分の手元に残るのは20万円です」と答えた。

二人は、「つまり20万円の所得を得るために500万円稼がなくてはいけないということなのか」とため息をついた。そして弁護士はおもむろに、「いい方法がある。私の持っている別荘をひと夏無料で貸すということで、代金を清算してくれないか」というアイデアを

提案した。双方とも税金の支払いに悩まされることがなくなり、めでたく合意が成立した。

この小話は、高所得者同士がいれば物々交換的な手法で租税を回避するという事例です。当時は「よくできた話だが、そんなにうまくは行かないだろう」という感想を持ったことを記憶しています。

ところが、先日テレビを見ていたら、スイス人の女性（料理人）が米国人の男性（英語教師）に、スカイプを使って1時間料理を教え、その代わりに米国人から1時間英語を教えるという場面が紹介されていました。インターネットのサイトを通じて、双方のニーズをマッチングさせたようですが、すでにそのアプリは世界規模で広がっており、ボランテアも含め様々なサービスの「交換」が可能になっていくといえます。

時間の代わりに、ポイント等を使えば、より簡単に幅広く交換相手や欲しいスキルを探すことができます。例えば、自分の持つ投資ノウハウを伝授して10ポイントを

ゲットする。そのうち5ポイントを使ってマツサージの施術を受け、残りの5ポイントでヘアカットのサービスを受ける、という具合です。

実際調べてみるとわが国でも、「お金をかけずに、自分の強みと、誰かの強みを交換し合います」として、引越（経験者）の引越越しスキルとマツサージ師のマツサージスキルの交換の例がネットに掲載されています。今後、お医者さんや弁護士といった高所得者専用のサービス交換サイトも立ち上がるかもしれません。

所得税法を厳密に解釈すれば、経済的利益を得た場合にはすべて時価に引き直して所得となります。つまり、交換したスキルを金銭に換算して、それぞれ所得として課税対象になるというのが法律の建前です。税金を払わないという点になると、冒頭の小話のようになり、租税回避となる可能性がでてくると思われれます。一方、そこまで課税しなくてもいいという意見もでてくるでしょう。とりわけ、

ボランテアの場合には、そもそも所得は発生しないという考え方もありえましょう。

しかし放置しておく、税の不公平感が広がり、税の信頼を失う事態も生じかねません。また大きく広がってくると、税収の減少も問題となります。笑って済ませる話ではないのかもしれませんが。税務当局からは、マッチングサイトを運営する業者（プラットフォーム）から取引情報を入力するベキだ、という議論が起きてくるでしょう。さらにそれをどのように金銭に換算するのかという、より困難な問題も生じます。

デジタル経済の発達の結果、30年前には笑い話だったことが日常的に広がる現実として表れてきています。とりわけ租税の世界では、動きが速いようです。人間がAIに職を奪われないためには、人間力を高めていく教育が有用で、それには財源も必要です。デジタル経済下での租税回避には、皆が知恵を絞って対処していく必要があると思われれます。

# 税務 TAX CONSULTATION 相談



## 相続した土地の 売却価額と 更正の請求

筑波大学名誉教授

品川 芳宣 Yoshinobu  
Shinagawa

# Q A

私は昨年8月に父を亡くし、今年6月、相続税を申告しました。相続財産のうち、土地2億円は国税局が定める路線価で評価しましたが、8月に延納税額を納付するため、その土地を1億7000万円で売却しました。その差額について減額を求めて更正の請求はできますか。

### 減額更正の 可能性は低い

相続税法では、相続等によって取得した財産の価額を「時価」によって評価して課税することになっています。この場合「時価」とは、「通常取引される価額（客観的交換価額）」であると解釈されていますが、実務上は、土地であれば、国税局が定める路線価方式等によって評価されています。この路線価は、その年の1月1日現在の公示価格の8割相当額で評価されることになっていますので、通常は相続した土地の売却価額がその路線価評価額を下回ることは少ないと考えられます。

しかし、それぞれの土地については、その位置、形態等において個別性が強く、路線価付設後地価が大幅に下落することもあるので、常にその土地が路線価評価額で売却できるとは限りません。おそらくご質問の場合も、何らかの個別事情があって、相続した土地を路線価評価額の2億円で売却できなかったことと思われます。

そうすると、相続税法上の「時価」が「通常取引される価額（客観的交換価額）」というのであれば、ご質問の土地の「時価」は、実際の売却価額である1億7000万円であるという解釈も考えられます。

他方、国税通則法では、納税申告書を提出した者は、その申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が法律の規定に従っていなかったこと、又はその計算に誤りがあったことにより、過大に税額を納付したときには更正の請求をして、税務署長に減額更正を求めることができることにしています。ご質問の場合は、この規定により、相続した土地の「時価」を誤って計算して過大な税額を申告したということで、更正の請求をすることになります。

しかしながら、税務署長の方も納税者の請求が法律の規定に従っているか否かを調査して減額更正をするかどうかを決めるわけですから、税務署長と納税者との間で相続税法上の「時価」の解釈が争われることとなります。その争いが訴訟まで進むと、裁判所の考え方（判例）が問題になります。

最近の裁判例（東京地裁平成30年10月30日判決）でも、相続後の土地の売却価額が路線価評価額を下回ったため、その売却価額が「時価」に当たるか否か争われています。その判決では、路線価方式の合理性を認め、それが全納税者に平等に適用されているので、路線価評価額を少し位下回るという特別の事情が納税者から主張されてもそれは採用できないとし、納税者が主張する売却が相続後約8か月又は約2年8か月後に行われたものであるから、その売却価額は「時価」に当たらないとして、納税者の主張を認めませんでした。

このような判決の考え方が全てではありませんが、他の類似の裁判例をみても路線価方式の合理性が広く認められているので、路線価評価額が「時価」ではないという主張は簡単には認められないように思われます。それでも相続した土地を相続直後に売却し、その売買が恣意的ではないというのであれば、その売却価額が「時価」であるという主張も相当に説得力を有するものと考えられます。

その点、ご質問の場合は、相続後1年過ぎてからの売却ですし、どのような条件で売却されたのかも不明ですので、更正の請求をしても直ちに減額更正が受けられるかはかなり厳しいように考えられます。そうであっても、ご質問の土地に個別事情等があって1億7000万円の価値がないということも考えられますので、更正の請求をして税務署長の判断を待つことも必要かと思えます。

# 社会保障改革に漂う暗雲 厚生年金拡大は尻すぼみか

政府が全世代型社会保障改革の議論をスタートさせた。高齢者の激増に備え、持続可能な制度へと改めようというのだ。目玉の1つが、短時間労働者の厚生年金の適用拡大である。年金の支え手を増やすことで、年金給付水準の目減りを抑制しようという狙いだ。ただ、企業の負担も増えるため反対論は強く、先行きは見通せていない。

## 「全世代型」とは 全員で負担

全世代型社会保障改革は、高齢者がピークを迎える2040年代初頭をにらんだものだ。

「全世代型」と聞くと、すべての世代のサービスが手厚く見直されることをイメージしがちだが、政府の本音は「年齢にかかわらず、支払い能力のある人に負担を求めていく」ことにある。

これまでと同じく、負担増やサービスカットが中心となる見通しだが、今回は社会保障制度の「支え手」を増やすことにも力を入れる。

目玉政策に据えようとしているのが、パート社員など短時間労働者が厚生年金に入りやすくするための加入要件の拡大である。

具体的には、①原則501人以上となつている従業員規模要件の廃止②賃金要件（月額8万8000円以上）の廃止③賃金が月額5万8000円以上のすべての労働者に適用・を検討している。

③の要件を見直した場合、約1050万人が新たに厚生年金に加わることとなり、年金財政には大きな改善効果が見込まれる。

新たに加入する短時間労働者にとっても、将来の年金給付額も増

額につながる。就職氷河期世代には、不安定な雇用に追いやられた人が少なくなく、これらの年齢層が高齢者となる2040年代初頭には低年金・無年金者の増大が予想される。このため、将来の低年金者、無年金者を少しでも減らす狙いもある。

政府は70歳まで多くの人が働く社会を念頭においており、高齢期まで保険料を払い続ける人を増やすことで、年金支給開始年齢の引き上げへの呼び水にする思惑もありそうだ。

## 国民年金と 不公平の恐れも

ただ、実現へのハードルは低くない。

短時間労働者への適用拡大はかねてより試みられてきたが、小売業など短時間労働者が多い業種を中心に抵抗が強く、政府のシナリオ通りには進んでこなかった経緯がある。

年金保険料は「労使折半」となっており、短時間労働者が厚生年金に加入となれば、その半額は企業側が負担しなければならぬためだ。

消費税増税に加えて、最低賃金

の引き上げの流れが強まっていることもあり、「保険料の負担増までとなれば、倒産が相次ぐ」（業界関係者）といった声も聞かれる。

一方、短時間労働者にも必ずしも歓迎されているわけではない。保険料を負担するようになれば、給料の手取り額は目減りするからだ。将来の年金よりも目先の生活費を優先せざるを得ない人も少なくない。

さらに深刻なのが、国民年金との整合性だ。厚生年金の加入対象となる賃金要件を下げるとなると、国民年金の保険料（月額1万6410円）より少ない負担額で、老後に基礎年金だけでなく厚生年金も受け取り可能となる。これでは国民年金加入者との公平性が保てない。

こうした状況から、与党内には「従業員の規模要件の引き下げでお茶を濁すしかない」との声が早くも登場している。しかしながら、規模要件の引き下げだけでは対象者は大きく増えず、年金財政の改善効果もさほど期待できない。

そうでなくとも高齢者への負担増策への世論の反発が予想されるだけに、目玉政策まで尻すぼみとなれば、全世代型社会保障改革そのものが息切れしかねない。

# 実践 税務調査

税理士 牧野 義博



決算書の営業外費用に貸倒損失が計上されていたことから、その内容の確認を調査官が行っています。

**調査官** 貸倒損失の内容についてお尋ねします。

**担当者** 遠隔地の取引先Aに対し10万円円の売掛金がありました。支払いが遅れるようになったので、再三督促を

## 貸倒損失の処理

したのですが何も応答がありません。代金の取立に行こうと思ったのですが、遠方であり航空券代や鉄道運賃等の旅費、従業員の日当等を考えると採算が合いません。

**調査官** 取引先Aの代表者や関係者との連絡はとったのですか。

**担当者** はい。何とか。

**調査官** それでA社どのような状況だったのですか。

**担当者** 隣の県に引っ越していました。

**調査官** 具体的には鹿児島県から宮崎県に移転をしていたのですか。

**担当者** はい、そうです。

**調査官** 貸倒損失の内訳を見ると、宮崎県にある取引先B社も50万円の貸倒れになっていきますね。

**担当者** B社は夜逃げをして行方不明となってしまうので、貸倒処理をしています。

**調査官** B社について追跡調査はされたのですか。

**担当者** 同業者の話では細々ながら営業は何とか行っているようですが、債務超過でいつ倒産してもおかしくないとのことでした。

**調査官** B社に確認を取ってはいないのですか。

**担当者** 取引を停止してから1年以上経っているので、法人税基本通達を適用して備忘価値を残して貸倒処理としました。

**調査官** B社との取引は長かったので

**担当者** 過去には取引がありました。ここ数年間では1回だけです。

**調査官** これはいわゆるスポット取引（単発取引）のようですね。

**担当者** そうですね。常時使っている業者ではありません。

**調査官** 法人税基本通達9-16-3で言っている「取引の停止」とは、継続的な取引を行っていた債務者につき、その資産の状況、支払能力等が悪化したため、その後の取引を停止するに至った場合をいいます。

従って、今回のようなスポット取引についてはこの適用がありません。

**担当者** ……

**調査官** 法人税基本通達では、法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額が、その取立のために要する旅費その他の経費に満たない場合において、当該債務者に対して支払を督促したにもかかわらず弁済がないときは貸倒処理ができるとあります。

本件の場合には、取引先A社も取引先B社も、もともと宮崎県にあることから、60万円の債権総額と取立費用との比較となりますので、貸倒損失処理は認められません。

ちなみに、「取立費用」は、1回の集金出張に要する旅費及び日当等の実費をいいますが、売掛債権の総額は一つの取引先ごとではなく、同一地域に複数の債務者が存在すれば、その債権額の合計額をいいます。

なお、回収可能と判断される債権を放棄した時は寄付金となりますので注意しましょう。

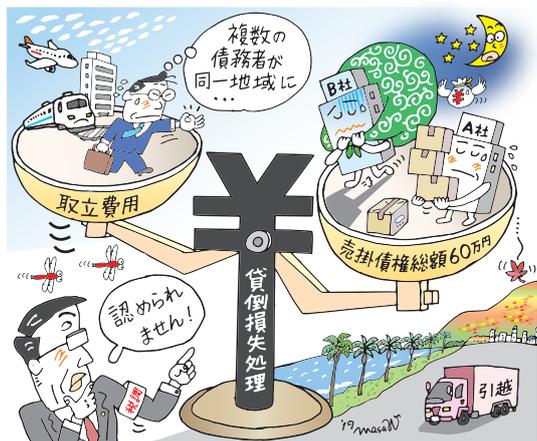


イラスト 渡辺 正義



## 「第7の栄養素」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

### 植物の色素や苦みが

### 「若々しさの味方」と脚光を

私たちの健康を担っている五大栄養素（糖質、蛋白質、脂質とビタミン、ミネラル）に次いで、食物のカス扱われていた食物繊維が第6の栄養素と言われるに至ったことは、以前に記した通りです。今回は、新たに7番目の座にと、熱いまなざしを浴びている急成長の健康物質について述べましょう。

その優れものは既に見聞していると思いますが、フィトケミカル、もしくはファイトケミカルです。全く同じものなのですが、植物のギリシャ語を研究者がフィト、ファイトと読んだことから、表記がほぼ二つに分かれてしまいました。なおケミカルは化学成分のことです。

具体的に説明すると、それは野菜や果物などに含まれる色素、香りから、渋みや苦みといったものも加えた化学成分の総称です。これらは近年の研究で、人間が歳を重ねるにつ

れて体内の細胞を酸化させていく活性酸素に待ったをかけ、老化や動脈硬化、がんなどを予防する働きをすることが明らかにになりました。

1980年代に始まった研究の端緒は、植物の化学成分は天敵の害虫や紫外線などから我が身を守るために自らが創り出したのではないかと着目したからでした。まだ新しい分野ですが、こうした心身を若返らせる抗酸化作用の研究は、アンチエイジング医療に迫る時代の旗手として、期待が高まっています。

### その代表格はポリフェノール類

研究の成果で、この自然界には植物の化学成分は1万種ほど存在することが分かってきました。数が多いので効能が解明されてきたのは、まだ1割の1千種ほどですが、その中で群を抜いて知名度の高いのがポリフェノール類です。

これは植物の光合成で創られる色素やアクのこと、1990年代に

世界各国で超有名になりました。「赤ワインに入っているポリフェノールとやらが体に良いらしい」と、大ブームが起きたからでした。

その後、ポリフェノールは細分化され、ワインの元のブドウに多いのはアントシアニンと名前が変わりました。優れた抗酸化作用に加え、視力を回復させる効能もあります。

このほか大豆に多いイソフラボン、緑茶に多いカテキンや、字を見ればすぐ分かるコーヒーポリフェノール、カカオポリフェノールも同じ仲間ですが、個々の効能は割愛します。

また色素のカロテンを大量に含む緑黄色野菜に多い成分はカロテノイド類と別グループになります。さらにこの仲間でもホウレンソウやブロッコリーなどに多いのはルテイン、トマトやスイカなどに多いのはリコペンと名前が変わります。

### 野菜・果物は七色を交互に摂取を

このように次々と現れる片仮名の

専門用語を覚えるのは容易でありません。そこで「研究が進み、野菜や果物の色によって効能が異なることが分かってきた。最も重要な抗酸化作用は共通してあるのだから、用語にはこだわらず、色を変えて食べれば名前を覚えなくてもいいのでは」と、七つの色違い摂取法が推奨されるようになりました。

具体的に七つの色と分類名は次の通りです。赤いトマトやスイカなどはリコピン、橙色のカボチャやニンジンなどはプロビタミンA、黄色いトウモロコシやレモンなどはルテイン、緑色のオクラやピーマンなどはクロロフィル、紫色のブドウやナスなどはアントシアニン、黒色系の緑茶、紅茶などはカテキン、そして白いニンニクやネギは流化アリル、といった具合です。

こうした七色を毎日食べるのは大変でしょうが、三日ほどで回せばそれほど難しくはないでしょうね。第7の栄養素は体内では創れず、食べて摂るしかないので、簡単な色を変える食べ方はいかがでしょう。

厚労省から一日の標準摂取量は示されていませんが、サブリ類などに頼らず、偏食なく、三食きちんと食べるのが勧められています。



# 中小零細企業に打撃？ 「年金財政検証」の中身

年金の「財政検証」が公表されました。相変わらず、内容は「100年安心」「現役世代の50%を確保」ありきで、何とかつじつま合わせをしているという感じがします。ただ今回は、年金受給の6つのパターンに加えて、AとBという2つのオプションがつかまりました。

オプションAは、年金の支え手を増やそうというもの。

- ①所定労働時間20時間以上で、収入が月8万8000円以上の120万人を厚生年金に入れる。
- ②企業規模や賃金にかかわらず、週に20時間以上働く人325万人を雇用保険に入れてしまう。
- ③収入が月5万8000円以上の人を全員、厚生年金に加入させてしまう。学生や雇用契約期間が1年未満の人、非適用事業所の雇用者も加入させ、最終的に1050万人を厚生年金に入れてしまう。学生であっても、バイト代の収入が月5万8000円以上なら対象になる可能性が。

この3パターンの内のどれかを2024年からやりたいということです。

オプションBは、長く働かせて年金を長く払わせようというもの。

5パターンがあり、要は、今までの基礎年金の加入期間を5年先延ばしにし、厚生年金を75歳まで支払えるようにする。一方、もらう時期は厚生年金なら75歳まで繰り下げ受給できるようにする。そして、今まで47万円までOKだった65歳以上の在職老齢年金の上限を引き下げるといふものです。

## ★厚生年金加入者を最大1000万人増やす

AとBのうち、ここ数年で具体化しそうなのがA。中でも厚労省がやりたいのは、月5万8000円以上稼いだら企業の規模に関係なく厚生年金に加入するという意図でしょう。

これまでも、501人以上の企業で月8万8000円以上稼ぎ、労使が合意していたら厚生年金に加入することになっていました。これを企業規模にかかわらず、月5万8000円以上稼いでいる人にすべて適用すると、1000万人以上の人を厚生年金に加入させることができます。

この要件拡大については、働く側にとっては良い人も悪い人もいます。今まで国民年金に加入して保険料を支払っていた人は、厚生年金なら保険料が労使折半なので安くなる可能性があり、しかも保障も手厚くなります。ただ、今まで一銭も保険料を支払わずに国民年金に加入していたサラリーマンの妻の専業主婦(第3号被保険者)は、保険料を負担しなくてはならなくなります。また国民年金には約4割の未納者がいます。収入が低いために保険料を免除されている人もいます。こうした人も、厚生年金に入ると強制的に保険料を徴収されます。

ですから、加入する側には様々な状況が想定されます。ただ、問題はこうした人たちを雇う企業側の方です。

## ★消費税引き上げと重なって企業にはダブルパンチに！

厚生年金や健康保険などの社会保険料は労使折半。保険料の半分を企業が負担しますが、この額は給料の1割以上になります。ですから、月5万8000円以上払う人を雇って給料の1割以上もの社会保険料を負担すると、企業経営を圧迫する恐れがあるのです。

企業の社会保険料負担は、一般的には税金より重い。大企業ならなんとか支払えるかもしれませんが、利益率の低い中小零細企業には辛い。とても支払えないというところも出てくるでしょう。そうなると、パートはなんとか月5万8000円以下で雇うということになり、労働が細切れ化されると言うことも想定できます。また人件費が上がるので、やっていけなくなるところも出てくる可能性があります。

もう1つのオプションの、「なるべく長く働いて納めるものを納め、年金の受給期間を短くしてほしい」は、5年後の「財政検証」で、年金の支給年齢を現在の65歳からさらに引き上げる布石になるのでしょう。

今回の「財政検証」に埋め込まれた2つの爆弾は、企業にとっては経営を大きく脅かすものになりかねません。

ただでさえ消費税導入で企業経営が圧迫されるところが出てきそうな中で、さらなる追い討ちをかけるものになりかねないということです。

# 老舗の肖像

file:  
013

ホワイトローズ株式会社 東京・浅草法人会  
創業 享保六年 Since 1721



1



2



3



4

享保6年(1721)、ホワイトローズの歴史は初代武田長五郎が江戸で煙草商人として創業したことに始まる。その後、4代目が刻み煙草の保管用油紙で雨合羽を考案。参勤交代の大名行列に採用され、雨具商に転身した。明治期になると、人力車の帆張りや天幕を扱い、続いて和傘販売を始める。国内屈指の和傘問屋となり、洋傘の製造販売も行った。

転機は昭和25年。進駐軍が持ち込んだビニールクロスに9代目が着眼、色落ちしやすく防水性に欠ける綿素材の傘を守るビニール製の傘カバーを考案したのだ。そのカバーは爆発的にヒットしたが、それも束の間。ナイロン製の傘が登場し傘カバーは不要となる。ならば、と辿り着いたのが3年の開発期間を経て完成させた世界初、完全防水の透明ビニール傘だ。

しかし、昭和33年に誕生した常識破りのビニール傘は、最初からすんなりと受け入れられたわけでは

## 孤高の道を貫く、パイオニアの美学

代表取締役社長 須藤 宰<sup>つかさ</sup>

はない。東京五輪を機に米国輸出で評価され、ようやく国内販売も加速。高度成長期には最先端のファッションとして人気を博すが、その後多くのメーカーが参入すると低価格化が進み、消耗品と化していった。中国製が大量に流通する中、現在国内で製造しているのは同社のみという現状だ。

そんな逆境にあっても「その道のエキスパートに」という社是を貫き、一般のビニール傘とは全く違う視点で開発を続けている。中骨には折れにくく風を受け流すグラスファイバーを使用。外からの雨を通さず、内側からの風は逃す「逆支弁機構」の開発。徹底したこだわりで作った超高級ビニール傘は新しいマーケットを創出し、宮内庁や歴代総理の御用となった。

度重なる苦境にも屈せず常に挑戦し続ける同社。視界の良さと荒天からも人々を守る「一番安全・頑丈な傘」として、これからもその高みを追求していく。

1 美しいフォルムで人気の「十六夜桜」(1万円)。グラスファイバーを使用した中骨、風を逃す「逆支弁機構」で軽くしなやか。ハンドルは桜の天然木。

2 昭和16年当時の本社屋。和傘に加え、洋傘も製造販売した。

3 現社長で10代目の須藤宰氏。東京都洋傘組合の理事長も務める。

4 浅草の現店舗。宮内庁御用をはじめ様々な用途に対応する平均単価1万円代の高級ビニール傘が揃う。1本1本全て職人達の手作りで、メイドインジャパンの誇りが息づいている。

Company Profile

ホワイトローズ株式会社 工房所在地 ■ 東京都台東区寿2-4-8 03-3841-9601  
業種 ■ ビニール等を素材とした雨具・家庭用品等の製造および販売 従業員数 ■ 10名 <https://www.whiterose.jp/>

琉球王朝時代、泡盛古酒は貴重な酒として王府の管理下に置かれ、首里三箇と呼ばれる崎山、赤田、鳥堀の「焼酎職」だけに醸造が許された。瑞泉酒造の創業は明治20年（1887）。三箇の一つ、崎山町の焼酎職の三男として生まれた喜屋武幸永が分家し、喜屋武酒造場を興したのが始まりだ。酒銘の「瑞泉」はかつて首里城内の第二門に登る石段の途中にあった清冽な清水「瑞泉」に由来する。

蔵はのちに佐久本酒造場に改称。しかし、戦況の激化と共に休業を余儀なくされ、昭和20年の空襲で首里の町は壊滅状態となる。多くの酒造所が戦禍を受けたように、瑞泉も大打撃を受けた。

製造の再開は昭和26年。しかし、受け継いだ泡盛造りへの情熱は変わる事がなかった。昭和46年に株式会社組織変更すると、その後大量の泡盛をまるやかな古酒として熟成させるべく貯蔵庫を建設。通常3年以上とされる親酒の熟成

## 感動を与える泡盛を世界へ

代表取締役社長 佐久本 学

を7年以上かけ、より深みのある味わいを目指した。平成14年から本格的に海外へ進出、国内外から高い評価を受けることとなる。

こうした中で同社に劇的な出来事が訪れた。平成10年、壊滅したはずの瑞泉の黒麹菌が東京大学の研究室で見つかったのだ。発酵学の権威・坂口謹一郎名誉教授が戦前に採取し、戦時中は新潟に疎開させていた。海を渡り、奇跡的に現存していた黒麹菌発見の知らせに、戦前の泡盛復活劇が繰り広げられた。沖縄国税務所の須藤主任鑑定官や坂口研究室の協力と、杜氏たちの徹底した温度管理や試行錯誤の繰り返し。そして遂に、60年の眠りから甦った泡盛は、「御酒」と命名され、感動のストーリーとして話題を呼んだ。

平成18年には泡盛を使用したリキュールの製造販売も開始。古酒造りの伝統を守り続け、時代にマッチした商品開発にも挑戦。泡盛の新しい文化を切り拓いている。

Portrait of the  
LONG ESTABLISHED  
COMPANY

file:  
014

瑞泉酒造株式会社  
創業 明治二十年 — Since 1887  
沖縄・北那覇法人会

Zuisen Distillery Co., Ltd.



2



1



4



3

1 戦火を生き延びた黒麹菌を用い、奇跡的に発酵に成功した「御酒」。「うさぎ」とは、沖縄で古くから使われていた「お酒の意味」2 本社では無料で工場見学や試飲ができ、観光客にも人気だ 3 昭和30年代の瑞泉の工場。沖縄はアメリカ占領下で、泡盛にとっては冬の時代だった 4 2012年に父の跡を継いだ現社長の佐久本学氏は6代目となる

Company Profile

瑞泉酒造 株式会社 本社所在地 ■ 沖縄県那覇市首里崎山町1-35 098-884-1968  
業種 ■ 酒類製造業 従業員数 ■ 32名 <https://www.zuisen.co.jp/>

# たいへん日和

5 柴 昭一



## 間違いさがし

2枚の絵には、間違いが7か所あります。頭のコリがとれるかな? 答えはこのページの下にあります。

## 【編集後記】

▼北海道在住の頃。焼肉、肉じゃが、野菜炒め、ブリの照焼:「成吉思汗のたれ」は万能調味料でした。その製造元であるベル食品さんへの取材で札幌に。事業承継されて約1年とのこと、初の会長・社長ダブル取材でした。空き時間はフル活用。夜は新鮮な魚介類と狸小路の味噌ラーメン。昼は時計台の館内見学、大通公園でソフトクリーム、白い恋人パークにも行っただし、空港で柳月の三方六も買ったのに、「ジンギスカン食べてないじゃん」。(澤田)

▼ラグビー日本代表の歴史的な快進撃で沸きあがる日本列島。コンパージョンキックを華麗に決める田村優選手やSHの田中史朗選手が所属するキヤノンイーグルスは、私の住む町田市がホームタウンだ。解説で登場する往年のSH、あの永友洋司さんがGMを務めている。市ではナミビアがキャンプを張り、様々なプログラムで選手たちをもてなした。ニュージランド戦の2日前には、自慢(笑)の町田リス園で放し飼いのリスと触れ合う和やかな時間を演出、シニールな光景が全国に広まった。あああ:私、RW C ロスに襲われる、きつと。(神子)



1 エール

2 私の経営哲学

ベル食品 株式会社  
代表取締役会長 福山 恵太郎  
物心両面の幸福を追求する場、一それが会社だ

5 全法連ひろば

6 特集

令和2年度税制改正に関する提言

10 リレーニュース

12 税論

13 税務相談Q&A

14 情報分析の目

15 実践 税務調査

16 健康バンザイ

17 暮らし塾

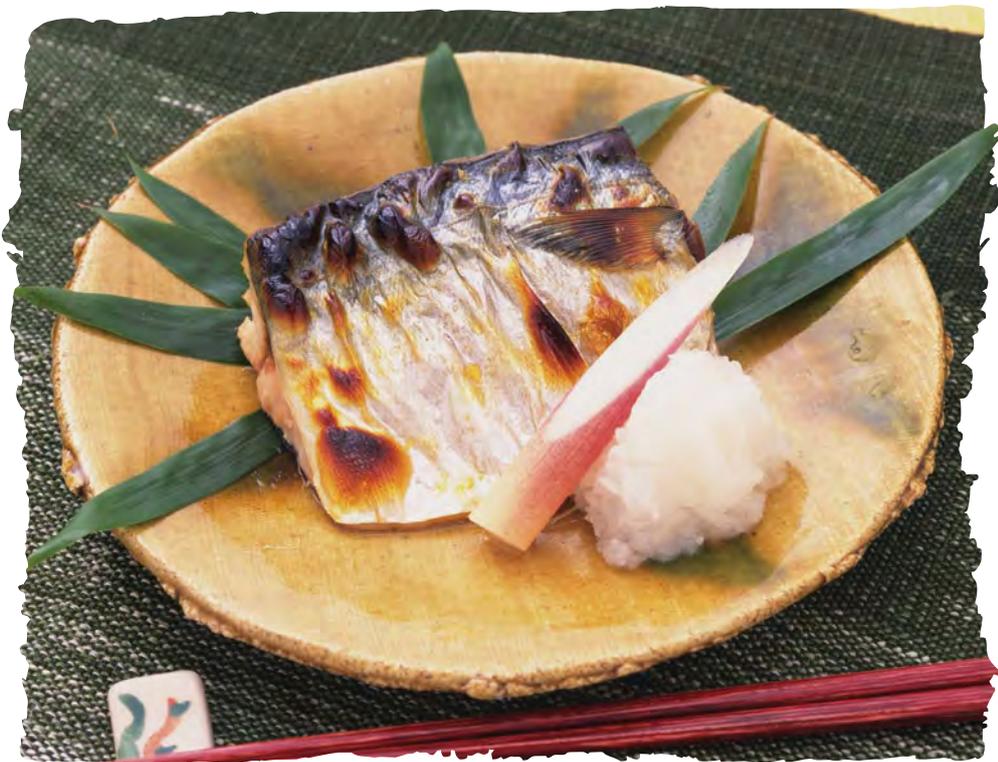
18 老舗の肖像

ホワイトローズ 株式会社

瑞泉酒造 株式会社

20 ▶間違いさがし ▶たいへん日和

▶ご意見・ご要望・ご感想は  
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町 5-6  
公益財団法人 全国法人会総連合「ほうじん」係へ。



■この季節、この食べ物(食の歳時記)

# さば

【鯖】

鮮やかな青みを帯びた魚が、秋の旨みを運んでくれます。

塩さばの匂い漂う夕餉前(景悦)

直火であぶり、焼き上がった身から脂がジュツとしみてきて、香ばしい匂いがしてきました。大根おろしに醤油を垂らして熱々のさばを頂きます。やわらかな肉質で、秋から冬にかけては特に脂が乗り、身も引き締まって美味です。塩焼きのほか、味噌煮を大好物とする人も多く、しめ鯖、押し鯖(ぼつてら)、煮付け、竜田揚げなども定番です。

魚へんに青で鯖(さば)、まさに青魚の代表といえ、脂質に富み、なかでも不飽和脂肪酸EPAやDHAを多く含んでいます。EPAは悪玉コレステロールや中性脂肪を減らして善玉コレステロールを増やす働きがあり、動脈硬化を予防し、生活習慣病から身体を守ってくれます。DHAは脳神経組織の機能を維持する効果があり、記憶力の低下を抑え、目にも良いとされます。また、血合いの部分には鉄分やビタミン、タウリンが多く含まれ、貧血、皮膚炎、胃腸疾患などを予防し、老化を抑制する効用も期待できます。

食欲の秋です。旬の食材を頂き、脂の乗った仕事ぶりでビジネスをこなす経営者を、(法人会の)経営者大型総合保障制度<sup>レ</sup>ががちりサポートします。

## 法人会会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

### 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉

お亡くなりになる リスクに対する保険	重度の身体障がい 状態による退職の リスクに対する保険	重大疾病による 長期離職の リスクに対する保険	ケガ・病気による 一時的な離職の リスクに対する保険
総合型 <b>V</b> Rタイプ	総合型 <b>V</b> Tタイプ	<b>J</b> タイプ	<b>M</b> タイプ

◎上記商品の正式名称は次のとおりです。  
総合型V Rタイプ:大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、  
総合型V Tタイプ:大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)  
もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)とAIG損保のベーシック傷害保険、  
Jタイプ:無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、  
Mタイプ:無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は平成30年1月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

引受保険会社

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

本社(大阪)〒550-0002  
大阪市西区江戸堀1丁目2番1号  
(東京)〒103-6031  
東京都中央区日本橋2丁目7番1号  
0120-789-501(通話料無料)

大同生命ホームページ <https://www.daido-life.co.jp/>

**AIG** AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号  
TEL 03-6848-8500  
AIGホームページ <http://www.aig.co.jp/sonpo>

F-29-1003 (平成29年11月7日)